令和7年度監査基準チェックリストの主な改正点

1. JIS A 5308及びJIS Q 1011の改正に伴う対応
2. 監査基準の新設
3. B1103(出荷量の少ない種類の呼び強度等)：JIS Q 1011に，「出荷量の少ない呼び

強度に対しては，年1回ﾛｯﾄ判定ができるよう，ﾛｯﾄの大きさを調整して行うことが望ましい」及び「原材料を変更及び／又は追加した場合，その実施後，上記で定めているﾛｯﾄを小さくするなどして（以下，略）」が規定された。そこで，望ましい事項として，本監査基準を新設した。

1. B4210(安定剤の使用方法及び安定化ｽﾗｯｼﾞ水の管理方法)：JIS Q 1011の管理項目に「安定剤の使用方法」が規定され，安定剤と安定化ｽﾗｯｼﾞ水の管理の要求が明確となった。そこで，個別的事項として，本監査基準を新設した。なお，新規であるので，令和7年度のC評価の減点数は｢1｣とし，令和8年度からのC評価の減点数は｢2｣とする。
2. 望ましい事項から個別的事項への変更
	1. B4304(骨材表面水率の管理)：JIS Q 1011に，骨材の表面水率補正装置の設定値が実測表面水率の±0.5％の範囲を超える場合，実測表面水率を再測定することが規定されたため，本項目を個別的事項に変更した。また，JIS Q 1011では細骨材と粗骨材の両者に要求しているため，対象を「細骨材」から「骨材」とした。なお，新規であるので， 令和7年度のC評価の減点数は｢4｣，B評価の減点数は「2」とし，令和8年度からのC評価の減点数は｢8｣，B評価の減点数は「4」とする。
	2. B5108(細骨材の自動表面水率測定装置)：JIS Q 1011に「細骨材の自動表面水率測定装置」による方法が規定され，本装置を細骨材の自動表面水率測定に活用している場合，JIS A 1111又はJIS A 1125との比較試験が必要になった。このため，基準名称を（細骨材の自動表面水率測定装置）に改正し，個別的事項に変更した。

なお，新規であるので， 令和7年度のC評価の減点数は｢4｣，B評価の減点数は「2」

とし，令和8年度からのC評価の減点数は｢8｣，B評価の減点数は「4」とする。

1. 監査基準の改正
	1. B2501(基礎資料)のﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄに，「舗装ｺﾝｸﾘｰﾄの強度試験を圧縮強度試験で行う場

合，曲げ強度試験によって求めた強度と圧縮強度試験によって求めた強度の相関を求める資料」を追加した。また，高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの場合に要求している「構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度と標準養生をした供試体との関係」がJISQ 1011から削除されたことから，同項目は建築向け工事に用いる高強度ｺﾝｸﾘｰﾄを製造する場合に要求することとし，土木向け工事のみに製造出荷する工場は評価対象外とした。

* 1. B3103（セメントの圧縮強さ）の削除に伴い，同項目で規定していた「ｾﾒﾝﾄ生産者又は出荷場所変更の都度」の頻度で実施するｾﾒﾝﾄの品質確認を，B3102(ｾﾒﾝﾄの受入検査)の監査基準に規定した。
	2. B3401(混和材料の要求品質等)及びB3402(混和材料の受入検査)に，新たにJISが制定された火山ガラス微粉末と収縮低減剤を追加した。
	3. B3404(付着ﾓﾙﾀﾙ及びｽﾗｯｼﾞ水に用いる安定剤の受入検査)の監査基準から，安定剤の製造業者が発行する試験成績表によって品質確認を行う際の条件を削除した。
	4. B4205(細骨材の表面水率)に，「連続測定が可能な簡易な試験方法」を「自動表面水率測定装置」に改正し，再生骨材Hの場合，JIS A 1802による方法を適用できないことを追加した。
	5. B4206(粗骨材の表面水率)の監査基準にて，測定頻度を必要の都度とし，測定方法からJIS A 1125を削除した。さらに，再生骨材Hの測定頻度は，「1回以上／使用日」を「注」として追加した。
	6. B4207(ｽﾗｯｼﾞ固形分率管理)のﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄを，JIS Q 1011の管理方法に整合するように，見直した。また，「低濃度ｽﾗｯｼﾞ法」の用語はJISに規定がないため，「ｽﾗｯｼﾞ水をｽﾗｯｼﾞ固形分率1%未満で使用する場合」とした。
	7. B4302(動荷重検査)に，JIS Q 1011の管理項目名の「計量精度」を加え（計量精度・動荷重検査）と改正し，監査基準とﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄに，計量精度の管理方法として「ﾊﾞｯﾁ毎に計量値を，目視で，又は印字記録で確認する。」ことを追加した。また，動荷重検査を実施していれば，計量精度の確認を行わなくてもよいことを注記した。
	8. B4502(残水)を（戻りｺﾝｸﾘｰﾄ及び洗浄水の排出確認）と改正し，積込みの際は戻りｺﾝｸﾘｰﾄと洗浄水の両者を完全排出することとした。
	9. B4506(納入書)の監査基準に，電磁的記録で発行する場合の確認方法を追加した。また，ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ(2)で荷受け職員の記名と着時刻を確認することとした。
	10. B5109(骨材のﾌﾟﾚｳｪｯﾃｨﾝｸﾞ設備)の監査基準の対象から，再生骨材Ｈを削除した。
1. 表記の適正化

JIS A 5308及びJIS Q 1011の用語及び表記の改正を受けて，監査基準とﾁｪｯｸﾘｽﾄの表記及び用語が整合するよう，改正した。対象となる監査基準を以下に示す。

　　・B3202(骨材製造業者による品質保証) ・B3203(骨材の受入検査)

　　・B3207(骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策)　　　 ・B3211(回収骨材)

　　・B3302(水の検査)

　　・B3403(JISに規定されていない混和材料の受入検査)

　　・B4209(回収細骨材及び回収粗骨材の置換率)

　　・B4303(計量記録の整備)　　　　　　　　　・B4601(付着ﾓﾙﾀﾙの再利用)

　　・B5201(検査設備)　　　　　　　　　　　　・B5204(養生水槽の管理)

　　・B6103(検査設備の外注)

・C0202(ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰ及び空気量)

1. 調査項目の改正
	1. B4207(ｽﾗｯｼﾞ固形分率管理)：ｽﾗｯｼﾞ水を固形分1％未満で使用する場合，連続濃度測定方法による管理も認められたこと，従来の調査項目では安定剤を用いる場合と用いない場合とを分けて回答する欄がなかったことから，調査項目を全体的に見直した。
	2. B4506(納入書)：納入書の電磁的記録による提出状況を調査するため，調査項目に「電磁的記録による提出」を新設した。
	3. B5108(細骨材の自動表面水率測定装置)：監査基準の改正に伴い，本装置を保有していない工場と，保有しているが活用していない工場を，ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄから識別できなくなったため，識別のため調査項目を追加した。
	4. B5120(計量印字記録装置)：B5120\*(単位量自動算出機能付き計量印字記録装置)は，　計量印字記録装置を保有しているだけでなく，算出された単位量を納入書の配合表に記載することが望ましいため規定していたが，今後のJIS A 5308の改正を検討するにあたり，計量印字記録装置から自動算出した単位量を納入書に記載が可能かどうかを調査する必要があるとの意見から，B5120\*を削除し，B5120に調査項目を追加した。

２.表記の適正化（JIS A 5308，JIS Q 1011の改正内容以外）

① A0301(ｺﾝｸﾘｰﾄ技士等)のﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄに調査項目の表記しかなかったため，「(1)ｺﾝｸﾘｰ

　 ﾄ技士等の常駐及び品質管理業務等」をﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄに追加した。

② A0401（教育・訓練）の「注」の表記が，工場が定めるのは実務経験年数のみと読

み取れるため，「必要な力量は工場が定める」と表記を見直した。

③ B3203(骨材の受入検査)の「注」は，当該JISが改正された際，注意喚起として規

定していたが，改正から5年経過し十分浸透したと判断し，削除した。

④ C0201(圧縮強度)の判定にて，「強度比が1.50以上」の表記を他の表記と整合させ

るため「1.50SL以上」に改正した。

３．監査基準の廃止

* 1. B3103(ｾﾒﾝﾄの圧縮強さ)：JIS Q 1011から当監査基準の規定が削除されたため，

削除した。

* 1. B5115(容量変換装置)及びB5117(細骨材表面水率補正装置)：令和3年以降，Ｃ判定が0であり，全工場に装置が普及したと判断し，削除した。
	2. B5120\*(単位量自動算出機能付き計量印字記録装置)：B5120(計量印字記録装置)への調査項目の規定により，本監査基準を削除した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上